

平成17年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

平成17年 5月 2日 (月)

午後 4時01分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	吉 田 好 宏	議 員	1番	杉 本 邦 雄	議 員
	2番	横 山 忠 男	議 員	3番	室 田 俊 朗	議 員
	4番	久 保 寛	議 員	5番	津 川 均	議 員
	6番	山 田 英 次	議 員	7番	上 野 敏 夫	議 員
	8番	絵 内 勝 己	議 員	10番	中 村 保 夫	議 員
11番	野 道 夫	議 員	12番	橋 場 守	議 員	
13番	大 沼 恒 雄	議 員				

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域振興課長	生 沼 篤 司 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	矢 野 潔 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	神 憲 彦 君	旭寿園園長	田 中 聡 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 松 田 剛 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事 務 局 長 江 田 哲 郎 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 野 信 行 君 書 記 齊 藤 真 二 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 28 号	平成 17 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 29 号	町道口美葉牛幹線凍雪害防止工事(1 工区)の請負契約について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました、平成17年第2回沼田町議会臨時会を開会いたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 津川議員、11番 野 議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一般議案)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

休憩を致します。

16時03分 休憩

16時04分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成17年5月2日提出、沼田町長名でございます。

次ページをお開きを願いたいと思っております。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。平成17年3月31日。町長名でございます。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法等の一

部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、これらが平成17年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されることとなったことから、改正準則に基づきまして町税条例の改正を行い、専決処分としたものでございます。

改正条例案の朗読につきましては、省略をさせていただきます、主なポイントについてご説明をさせていただきます。改正条例案の最後に資料が付いてございますので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。

平成17年度町税条例改正の主なポイントといたしまして資料がございますが、これにつきましては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環とする地方税法の改正に伴う改正でございます。

まず、個人住民税関係でございますが、個人の町民税の非課税範囲、町税条例の第24条第1項第2号関係でございます。この改正でございます、年齢65歳以上の者の内、合計所得金額が125万以下の者に対する非課税措置を段階的に廃止するものでございます。適用は平成18年の1月1日でありまして、経過措置として平成18年度については税額の2/3が減額になり、平成19年度は税額の1/3が減額になり、平成20年度で全額課税となる、こういう内容の改正でございます。

次に町税条例の改正ではございませんが、地方税法の改正によるものでございまして、個人所得課税の定率減税の縮減でございます。現行では税額の15%、40,000円を限度であります、これを控除していたところでございますが、これを1/2に縮減をして税額の7.5%、20,000円を限度としての控除になるものでございます。これにつきましては、平成18年6月徴収分から実施されるものでございます。

それともう1点、給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大ということでございますが、フリーター等、年の途中で就職をしてその年途中で退職の者、こういった者につきましても、退職時の住所地市町村に給与支払報告書の提出が義務化されたものでございます。

これ以外に町税条例関係でポイントの中ではございませんが、固定資産税関係であります、長期避難指示に係る被災住宅用地に対する特例といたしまして、災害に伴う避難指示が翌年度以降に及んだ場合に避難指示解除後3年度分までは災害によって住宅がなくなった土地でも住宅用地の特例を適用とするというものでありまして、200㎡以下の敷地、住宅用地に対しては1/6、200㎡を超えるものについては1/3の軽減と、この軽減を従来2年までだったものを3年まで延長するという内容の改正がなされてございます。

その他、税法等関係法令の一部改正に伴いまして、それぞれ文言等の整理を行っ

たものでございます。以上、ポイントについてご説明をさせていただきました。よろしくご審議の程、お願い致します。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番

○12番（橋場 守議員）こういうところで使う言葉ではないかもしれませんが、本当に頭にきてしまう内容です。ちょっとお伺いしたいのですけれども、地方税法改正関連についてのところで、定率減税で減税額が15%控除されていたのです。所得税については20%だと、これも来年度から半分減額されてしまうのです。それで、定率減税を決めたときの法人税はどうなっているか、一緒に法人税も下げられたと思うのです。

それから、高額所得者に対する税額が戦後最初の頃には、所得に対して7割、段階はいろいろとあるのですけれども、最高税率は7割だったのです。それが、現在、5割になり、それから37%ですか、定率減税の時最高税率を引き下げたのは。これはそのままなのですよ、確か。だと思えるのですけれども、その辺りはどうなっていますか。法人税の方もそのまま元に戻すことはしていない。だから、我々の所得税に対しては、本当に小さな所得に対して、これを半分ずつにして2年で止めてしまうというとてもない話だと思いますので、その辺、とてもない話は別にして質問したいところは、高額所得者とそれから法人税についてはどうなっているか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）勉強不足で大変申し訳ありませんが、国税の内容について、ちょっと勉強不足でございまして、改めてその辺調査を致しまして、お知らせをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番（橋場 守議員）12番。これは反対しても法律が決まってしまったので、仕方がないのですけれども、これはやはり将来、定率減税を元に戻せという意味から、私は反対したいと思うのですけれども、私たち日本共産党の小池 晃さんが参議院本会議で小泉首相に質問をしたのです。そうしたら、小泉首相はこう言ったのです。高額所得者、会社の社長さん達から税金を5割も取ってしまったら、勤労意欲が無くなってしまいうだろうとこう言ったのです。それで小池さんは冗談じゃないと、あなたは大企業のそういう人達に対する減税はそのままにしておいて、庶民に対してだけ、この定率減税を止めてしまうと、そうしたら働いている人たちの労働意欲

はどうするのだということで、質問は時間になって終わってしまったのですが、私も、私は本当にそうだと思うので、これは是非とも町長、あらゆるところで庶民をいじめるような税金の取り方は止めろということをして是非、主張していただきたいという立場で討論を終わります。

○議長（吉田好宏議長）ほかにご異議ありませんか。ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することに賛成の方、挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第28号 平成17年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第28号 平成17年度沼田町一般会計補正予算について。平成17年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成17年5月2日提出、町長名でございます。別冊の一般会計補正予算第1号、1ページ目をお開き願いたいと思います。

〔以下、補正予算第1号説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番

○12番（橋場 守議員）スコールセンターの車庫の改修工事なのですが、これは雪によって潰れたのだと思うのですが、私、あそこにしょっちゅう、風呂に行くので見ていて、春に近くなってからこれは酷いなど思ったのです。それで堆肥場を造るときにもっとダツと落ちるような傾斜にした方がいいよと言ったのは、あれを見て思ったのですが、聞いてみますと落ちないでそのままだったらいいのだそうです。ところが少しずつ少しずつ、ずれて、おまけに平地と同じように溜まって、しまるだけしまっているらしいのです。そうして落ちてきたら、その厚いまま何mも先に屋根から突き出た雪がそのまま残るのだそうです。そうしたら完全にその屋根の端で梃子になるわけです。こっちに出っ張った部分の力が全部かかるわけで、壊れるのは当たり前だと思うのです。しかし、それをわかっている、今、ほたる館で働いている人達に冬の間には除雪をせよと言っても無理です。あの広い範囲と毎日駐車場を除雪しなくてはならないし、お客さんを送り迎えしなくてはならない。これは職員の責任ではないと思うのです。ですから、これから一体どうするつもりなのか。やはり、人夫をかけて、これは300万掛かってしまったのですが、それ以下で除雪ができるのではないかと思うのです。ちょっと聞く

ところによると、責任を取らされたと言うか、そういう措置がされたと聞いているのですけれども、その点で社長である町長の報酬に対してどういう措置を取ったのか、ちょっとそれをお聞かせしてほしいと思います。で、来年一体どうするのか、今年みたいに雪は降らないかもしれないけれども、そういう状況は補修しても、また同じ状態が出ると思うのです。やはり、金を掛けて他の事業者を除雪をしてもらうという、そういうことをする気があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）職員の体制等については、ご承知だというふうに思いますけれども、冬期間は特に雪の多いところだということで臨時の除雪を担当する職員を2名雇っている状況にありますので、これは決してその体制の中で出来ないということはないと私どもは考えておりまして、これは単なる職員の認識の甘さと言いますか、そういうところに原因があったのだろう。話をしているうちに、これは無落雪だというふうに思っていたというような職員が判断をしているようでありますから、この辺の認識の差がそういうふうに現れたのだろうというふうに思っているところであります。特に今年度は2月から3月にかけての湿気た、水分の多い雪が乗ったという確かに従来とは違う要因でありますけれども、これは単年度、今年1年でそういう状態になったのではなくて、何年か積み重なった管理状態の不味さ、これが大きな原因だろうというふうに私どもは判断をさせていただきまして、今、おっしゃるとおり、関係する職員をそれぞれ開発公社の方で処分をさせていただきました。これについては、社長であります私の処分というのは今のところ考えていません。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）臨時の人を2人雇ったということは、雪が降って大変だからだと思うのです。そうすると夏場はその人達はいないわけです。雪がないから一応はそれで間に合っているわけです。けれども、もし、臨時職員2名入れて、更にその上の雪もやれるのだということになれば、逆に夏場は人が余っているということになるのではないですか。あの広い屋根を除雪するといったら、それはこんなに溜まるまでにならないうちにするといったら、2回や3回降ろさなければならぬのです。ちょっと今の町長の答弁では、矛盾するのではないかと思うのです。ですから、私はやはりあれ以上、例えば、送り迎えをされていてその疲れによって事故を起こしたりしたら、これは取り返しのつかないことになるし、やはり人夫をかけて除雪はするべきだと思うのですが、もう一度。

○議長（吉田好宏議長）はい、助役。

○助役（藤間 武助役）私の方からちょっと答えさせていただきますけれども、過

去に車庫の屋根雪降ろしというのは、小田さんがいた時には職員間でやっていた経過もあるのです。その中で今回、ああいう事故が起きたわけですが、やはり、今、町長が言われるように、その当時やっていた状況が繋がってれば、ああいう状況にならなかったのではないかという判断をしております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。13番。

○13番（大沼恒雄議員）同じ13の委託料についてなのですが、管理運営業務委託料の118万、これの中身がわからないのですが、これを言葉だけで考えたときに管理委託料118万減額して、コンサルタントに118万をまわすということになると、この118万落とした部分で今までどおりの従来の形が間に合うのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）温泉の管理運営業務委託というものにつきましては、温泉の管理運営一体を全部、公社に委託をしているという予算のものでございまして、予算自体は相当大的なパイを持っているという中で、今後の経営の中で決算に向けて118万というその減額した部分については、経営努力の中でいわゆる捻出をすると、いわゆる支出の削減を行っていただきたいというのが補正予算上の考え方でございます。

○議長（吉田好宏議長）他に。質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第29号 町道口美葉牛幹線凍雪害防止工事（第1工区）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第29号、町道口美葉牛幹線凍雪害防止工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

〔以下、議案書のとおり朗読〕

今回の工事につきましては、平成14年度より実施しております5カ年の4年目として、今年約500mの道路改良工事を実施することとなっております。よろしくお願ひ致します。平成17年5月2日提出、町長名でございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了致しました。これにて、平成17年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時31分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員